

令和6年度運営指導結果
サービス種別：共同生活援助

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人光の村	土佐市	ひかりホーム	R6.9.9	特になし		
社会福祉法人本山育成会	本山町	もとやま	R6.10.8	特になし		
特定非営利活動法人STEP ONE	須崎市	グループホームリッシュ	R6.10.23	火災が発生した際の利用者への支援方法が、共同生活援助計画に記載されていないことが認められた。 指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載すること。	改善済	
特定非営利活動法人びーす	四万十市	グループホームシェリー	R6.11.21	指定共同生活援助事業の利用に係る契約をしたときの市町村への報告が行われていないことが認められた。 指定共同生活援助事業の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 また、受給者証記載事項に変更があった場合も同様の取扱いとすること。	改善済	
				サービスを提供した際に利用者から確認を受けていないことが認められた。 サービス提供実績記録票に利用者の自署又は押印により提供したサービスの確認を受けること。	改善済	
				感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的開催し、指針を策定するとともに、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	改善中	
				防災訓練が1年に4回以上、実施されていないことが認められた。 指定共同生活援助事業者は、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善中	
社会福祉法人愛成会	香美市	共同生活援助事業所白ゆり	R6.12.5	特になし		
医療法人仁新会	いの町	ホームいの	R6.12.20	特になし		
医療法人同仁会	香美市	同仁	R7.1.21	特になし		